

# 自治体財政 改善のヒント 第1回

## 経常収支比率と臨財債 「原数値」で見ると2割の団体が100%超

大和総研経営コンサルティング部 副部長 鈴木 文彦

人口減少等に伴って予算制約が今後ますます厳しくなるなか、行政サービスを維持・向上させ、インフラ老朽化など山積する課題をいかに解決するか。本連載ではそのヒントを提供したい。

### 増加の一途を辿る臨時財政対策債

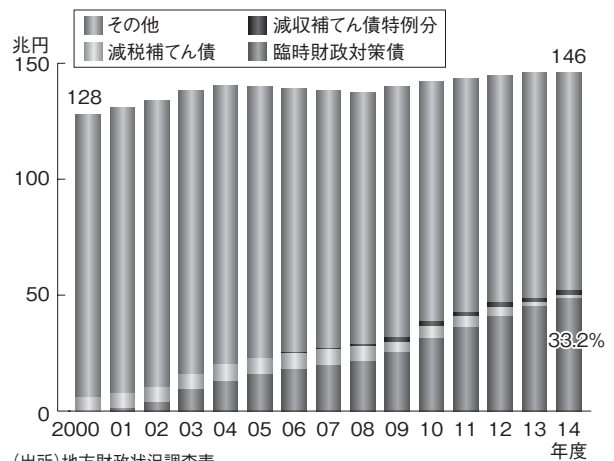
2014年度末の地方債現在高（普通会計）は145兆9841億円となった。地方債全体の微増傾向に比べて臨時財政対策債（臨財債）の増加ペースが急なのが目立つ。この5年間でほぼ2倍となった。臨財債は、地方交付税の財源不足のため、2001年度から03年度までの3カ年の臨時的措置として導入。その後度々延長され、「臨時」の名称とは裏腹に起債は毎年度途切れることなく現在に至る。これまで残高が前年を下回ったことはなく、13年度末には40兆円の大台に乗った。地方債全体に占める割合は今や33.2%である（図1）。

地方自治体の財政需要を積み上げ、標準的な税収入の一定割合から算定された見込額を控除したものが交付税の額となる。一方でその原資は所得税をはじめ国税5税の一定割合となっており、不足が生じている。臨財債はこれを埋めるのに使われる。そして、自治体が発行した臨財債は、その元利償還金の全額が、当該自治体に交付される交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入され



すずき・ふみひこ 1969年仙台市出身。93年立命館大学卒、七十七銀行入行。財務省出向（東北財務局上席専門調査員）等を経て2008年大和総研入社。専門は地方財政、公営企業経営、地域活性化。中小企業診断士、1級FP技能士。

図1 地方債現在高の推移



る。つまり、将来上乘せされるだろう交付税で補てんされる期待がある。ここから、臨財債は本来は交付税として配分すべきところ、自治体が一時的に立て替えたものという考え方が生じる。

### エンゲル係数に例えられる経常収支比率

地方税、普通交付税のように毎年度経常的に得られる収入を「経常一般財源」という。経常一般財源に対し、人件費、扶助費、公債費等の経費のうち毎年度経常的に発生し、充当すべき財源が特定されていないものの比率を「経常収支比率」という。経常収入に対する経常経費の割合であり、財政の弾力性を示す指標とされる。100%を超えると経常収支が赤字、逆に100%を下回れば黒字で小さいほど投資その他の政策的な支出に回す余裕があることを意味する。給料に対する食費、被服費、住居費その他経常的にかかる経費の割合から生活の余裕度をみるエンゲル係数に例えられるこ

ともある。

経常収支比率＝

$$\frac{\text{人件費、扶助費、公債費等のうち経常的に発生するもの} \\ (\text{かつ充当すべき財源が特定されてないもの})}{\text{経常一般財源等 (地方税、普通交付税等)} \\ + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

経常収支比率の加重平均の推移をみると、ここ10年来、都道府県は95%、市町村は90%前後で推移している(図2)。もっとも財務分析指標としての「経常収支比率」には注意が必要である。分母の経常一般財源等に減収補てん債特例分と臨時財債が加算されている。単なる経常収入ではなく、これに借入収入を加算したものをベースに算出しているのだ。

### 臨時債を調整しないと経常収支は大幅悪化

そこで、減収補てん債と臨時債を加算しない経常一般財源等をベースに経常収支比率の「原数値」を再計算した。その推移を見ていくと、都道府県は08年度に100%を超え、翌年度には111.9%と急上昇。その後落ち着き直近の14年度は105.2%となった。市町村の場合、100%超えはないが直近はこれまでで最高の98.3%である。一見、地方財政は安定的に推移しているが、調整前の原数値では手放しで楽観できない。

14年度における市区町村の経常収支比率の分布をみると、1741団体のうち1045団体で90%未満であり、100%以上の団体はわずかに25団体だった(図3)。しかし、臨時債等の調整がない原数値でみると、90%未満の団体は470団体と半分以下。100%以上は332団体と、全体の約2割の団体で経常収支比率が100%を超え、赤字になる。このうち307団体は、元々の経常収支比率は100%未満、つまり調整の解除で赤字になる先である。

臨時債には、立て替え払いした交付税という見方と、経常収支の不足を補てんする赤字地方債という見方がある。前者に立てば、臨時債は借り入れではなく経常収入であり、後者に立てば自治体の固有の借入金である。臨時債等が加算調整される現行の経常収支比率はもちろん前者の考え方が

図2 経常収支比率の推移 (全体の加重平均)

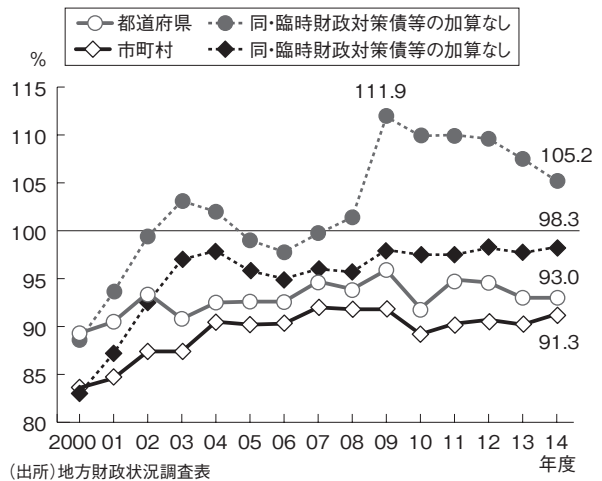
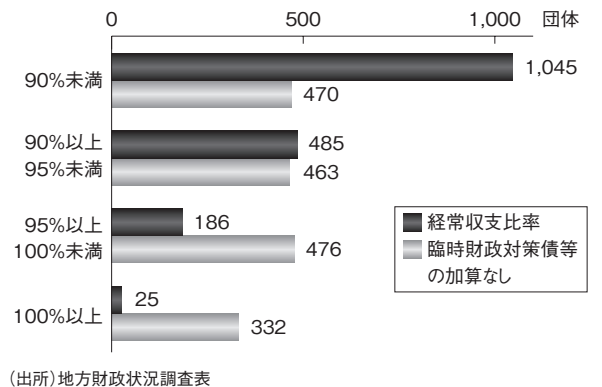


図3 市区町村の経常収支比率(2014年度) (合計1741団体)



背景にあり、調整前の原数値は後者に拠る。臨時債は経常収入か赤字地方債か。いずれにしても臨時債が増加の一途を辿っている現状に向き合わなければなるまい。将来、交付税が上乗せされ臨時債が解消に向かうとしても、今現在の地方財政の健全性をみるにあたっては、臨時債が借入金であるという前提で判断するに越したことはない。筆者が行財政改革推進委員会委員を務める東京都西東京市では、第4次行財政改革大綱において「将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立」の基本理念の下、臨時債を加えない経常収支比率をKPI(重要業績評価指標)に追加。18年度に100%を超えないことを管理目標にした。このような取り組みが全国に広まることを期待したい。

このコラムは第1月曜日発行号に掲載します。